

**第6期赤穂市障がい福祉計画・
第2期赤穂市障がい児福祉計画
(案)**

令和2年11月現在

赤穂市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の目的	1
2	計画の期間	1
3	他計画との関係	2
4	計画の策定体制	2
	(1) 赤穂市障害者自立支援協議会における検討	2
	(2) ニーズ調査(団体・事業所アンケート)	2
	(3) パブリックコメントの実施	2

第2章 赤穂市の現状

1	人口の推移	3
2	障がい者手帳所持者数等の推移	4
	(1) 障がい者手帳所持者数の推移	4
	(2) 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移	9
	(3) 特定医療費(指定難病)受給者数の推移	9
	(4) 小児慢性特定疾病受給者数の推移	10
3	障害福祉サービス等の利用状況	11
	(1) 訪問系サービス	11
	(2) 日中活動系サービス	12
	(3) 居住系サービス	13
	(4) 相談支援	13
	(5) 障害児通所支援	14
4	地域生活支援事業の実施状況	15
	(1) 相談支援事業等	15
	(2) 意思疎通支援事業等	15
	(3) 日常生活用具給付等事業	16
	(4) 移動支援事業	16
	(5) 地域生活支援センター	17
	(6) その他の事業	17

第3章 計画の基本方針

1	訪問系サービスの保障	18
2	希望する障がいのある人等への日中活動系サービスの保証	18
3	グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実	18
4	福祉施設から一般就労への移行等の推進	18
5	相談支援の提供体制の充実	18
6	障がいのある子どもを支援する体制の確保	18
7	感染症対策の推進	18

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	19
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	19

3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	19
4	福祉施設から一般就労への移行	20
5	障がい児支援の提供体制の整備等	21
6	相談支援体制の充実・強化等	22
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	22
8	感染症対策の推進	22

第5章 障害福祉サービス等の見込み量と今後の方策

1	訪問系サービス	23
(1)	居宅介護	24
(2)	重度訪問介護	24
(3)	同行援護	25
(4)	行動援護	25
(5)	重度障害者等包括支援	26
2	日中活動系サービス	26
(1)	生活介護	26
(2)	自立訓練（機能訓練）	27
(3)	自立訓練（生活訓練）	27
(4)	就労移行支援	28
(5)	就労継続支援A型	28
(6)	就労継続支援B型	29
(7)	就労定着支援	29
(8)	療養介護	30
(9)	短期入所（ショートステイ）	30
3	居住系サービス	31
(1)	自立生活援助	31
(2)	共同生活援助（グループホーム）	31
(3)	施設入所支援	32
4	相談支援	33
(1)	計画相談支援	33
(2)	地域移行支援	33
(3)	地域定着支援	34

第6章 障がいのある子どもに対するサービス等の見込み量と今後の方策

1	障害児通所支援	35
(1)	児童発達支援	35
(2)	医療型児童発達支援	36
(3)	放課後等デイサービス	36
(4)	保育所等訪問支援	37
(5)	居宅訪問型児童発達支援	37
2	障害児相談支援	38
(1)	障害児相談支援	38
(2)	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	38

(3) 発達障がい者等に対する支援	39
-------------------	----

第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 理解促進研修・啓発事業	40
2 自発的活動支援事業	40
3 相談支援事業	41
(1) 障害者相談支援事業	41
(2) 基幹相談支援センター	41
(3) 住宅入居等支援事業	42
4 成年後見制度利用支援事業	42
5 成年後見制度法人後見支援事業	43
6 意思疎通支援事業	43
7 手話奉仕員養成研修事業	44
8 日常生活用具給付等事業	44
9 移動支援事業	45
10 地域活動支援センター事業	45
11 その他	46
(1) 日中一時支援事業	46
(2) 点字・声の広報等発行事業	46
(3) 訪問型歩行訓練事業	46
(4) 訪問入浴サービス事業	47

第8章 計画の推進

1 庁内連携体制の強化	48
2 各種団体、地域との連携	48
3 国・兵庫県・近隣市町との連携	48
4 計画の評価・点検	48

資料編

1 赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱	48
2 赤穂市障害者自立支援協議会設委員名簿	48
3 第6期赤穂市障がい福祉計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画策定経過	48
4 市内障害福祉サービス等事業所	48
5 用語解説	48

目次裏

本計画における統計データについて

※ 統計データで示している割合（パーセント）は、小数点第2位以下で四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがあります。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

第6期赤穂市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」で、第2期赤穂市障がい児福祉計画は児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、策定にあたっては、国の基本指針及び兵庫県の策定方針に沿って策定するもので、令和5年度までの障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等のサービス見込み量を示すものになります。

本市においては、平成29年3月に「障害者基本法」に基づく第3次赤穂市障がい者福祉プラン及び第5期赤穂市障がい福祉計画並びに第1期赤穂市障がい児福祉計画を策定し、計画の推進に努めてきました。

第6期赤穂市障がい福祉計画及び第2期赤穂市障がい児福祉計画では、引き続き第3次赤穂市障がい福祉プランの基本理念である「障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現」を継承し、だれもがお互いに支え合いの精神をもって、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるやさしいまちづくりに向けて取り組んでいきます。

2 計画の期間

赤穂市障がい福祉計画及び赤穂市障がい児福祉計画は3か年の計画であるため、第6期赤穂市障がい福祉計画及び第2期赤穂市障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間における障害福祉サービス等の必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
赤穂市障がい者福祉長期計画						
市町村 障害者計画	第3次赤穂市障がい者福祉プラン					見直し
市町村 障害福祉計画	第5期赤穂市障がい福祉計画		第6期赤穂市障がい福祉計画			
			見直し			見直し
市町村 障害児福祉計画	第1期赤穂市障がい児福祉計画		第2期赤穂市障がい児福祉計画			
			見直し			見直し

3 他計画との関係

本計画は、「赤穂市総合計画」の分野別計画として平成30年3月に策定された「赤穂市障がい者福祉長期計画」を上位計画として策定する計画となっています。また、本計画は「赤穂市地域福祉計画」のもと、「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」「赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」等の諸計画と整合を図るとともに、国や兵庫県における障害者基本計画や障害福祉計画の内容を踏まえ計画を推進します。

4 計画の策定体制

(1) 赤穂市障害者自立支援協議会における検討

本計画の策定にあたっては、本市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たすため、障がい福祉に関する団体・関係機関の代表者、福祉関係者、行政関係職員等で構成される「赤穂市障害者自立支援協議会」（以下、「自立支援協議会」という。）での議論・検討を踏まえ策定しました。

(2) ニーズ調査（団体・事業所アンケート）

本市の障がい者施策に関係する障がい者団体・事業所・教育機関・行政機関等に対して本計画策定にあたりニーズ調査を実施しました。ヒアリング調査については、希望する障がい者団体・事業所等はありませんでした。

ニーズ調査実施団体等	依頼数	52件	障がい者団体等 5件
	回答数	52件	サービス提供事業所 33件 関係機関 14件
ヒアリング調査実施団体等 (希望団体等)	実施数	0件	

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対し、市民から広く意見を反映するため、令和2年12月15日から令和3年1月14日までの期間パブリックコメントを実施する予定です。

第2章 赤穂市の現状

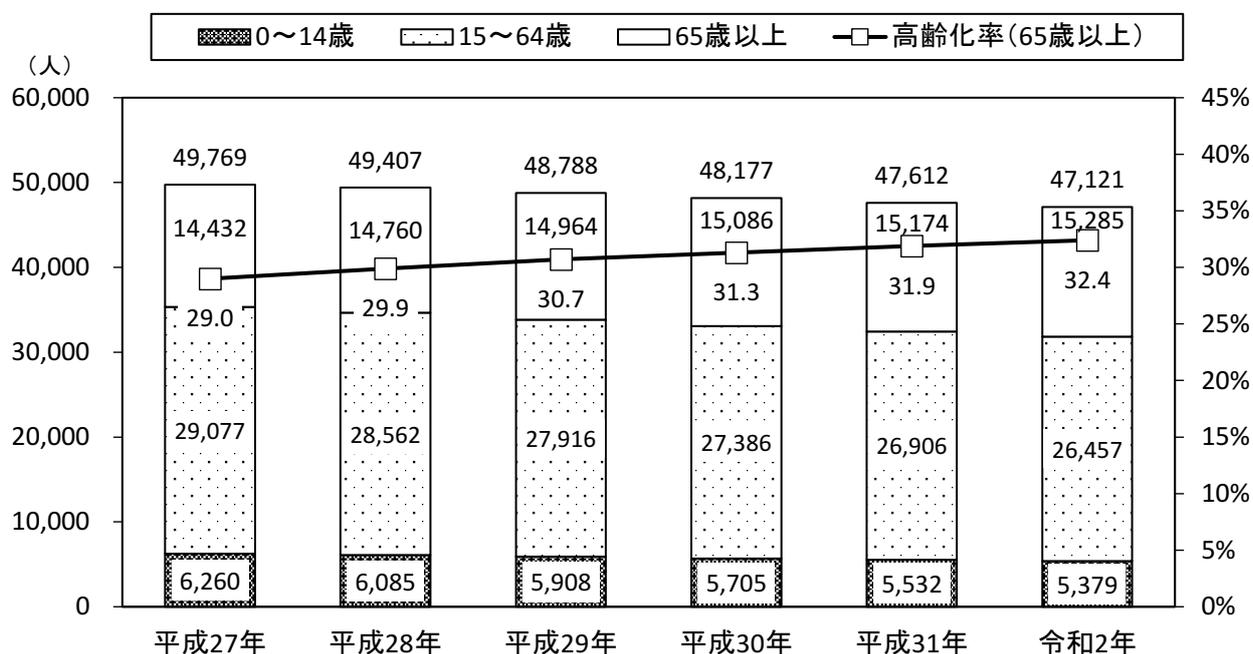
1 人口の推移

本市の人口は年々減少しており、令和2年で47,121人となっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳・15～64歳の人口は年々減少しており、65歳以上の人口は増加している状況です。

高齢化率の推移をみると、平成27年の29.0%が令和2年で32.4%と32%を超え、年々高齢化が進んでいる状況です。

【人口と高齢化率の推移】

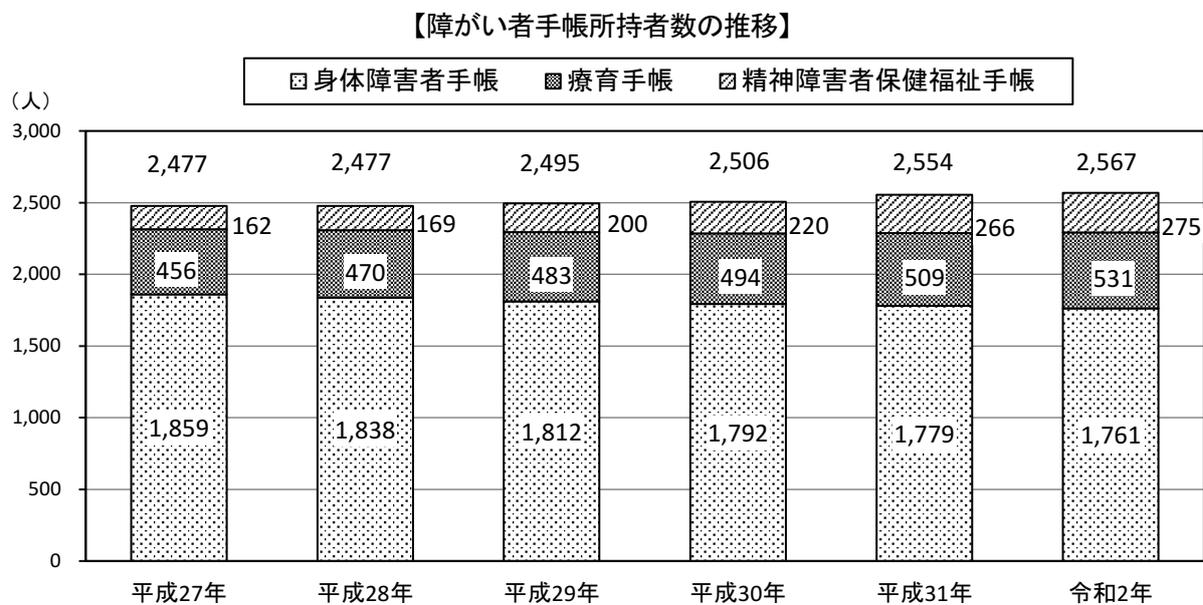


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 障がい者手帳所持者数等の推移

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数の推移をみると、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は年々増加傾向にあります。令和2年で身体障害者手帳所持者が1,761人、療育手帳所持者が531人、精神障害者保健福祉手帳所持者が275人、合計で2,567人となっています。



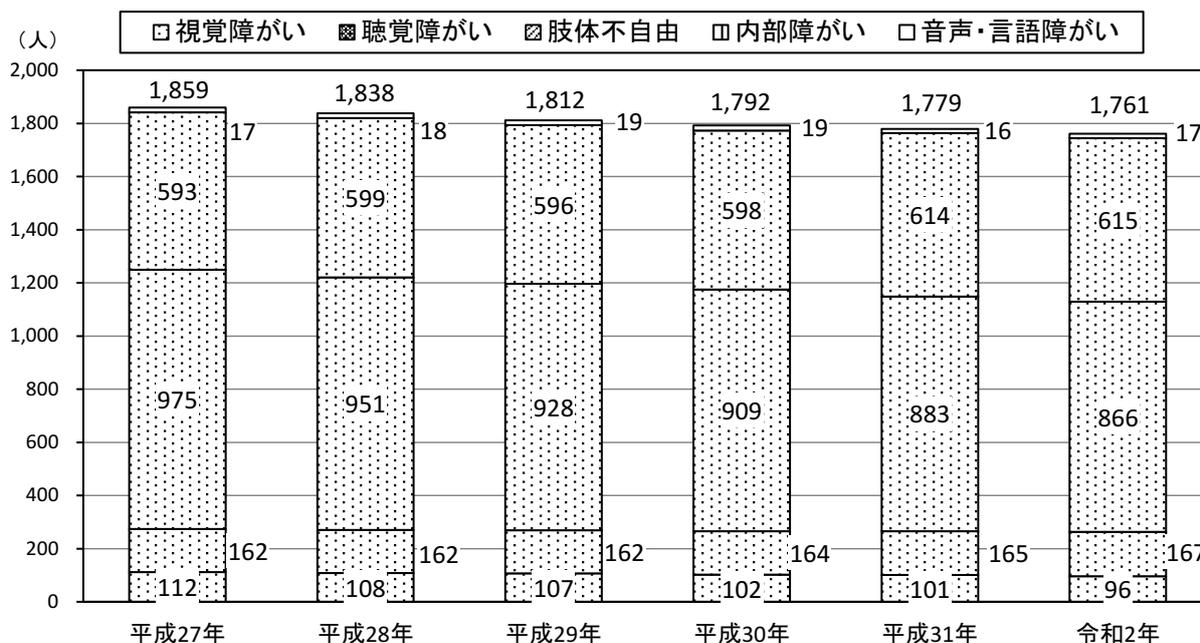
資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

①身体障害者手帳所持者数の状況

障がい種別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。視覚障がいは微減、聴覚障がいは微増、音声・言語障がいは年によってばらつきはあるものの、横ばいの傾向にあります。

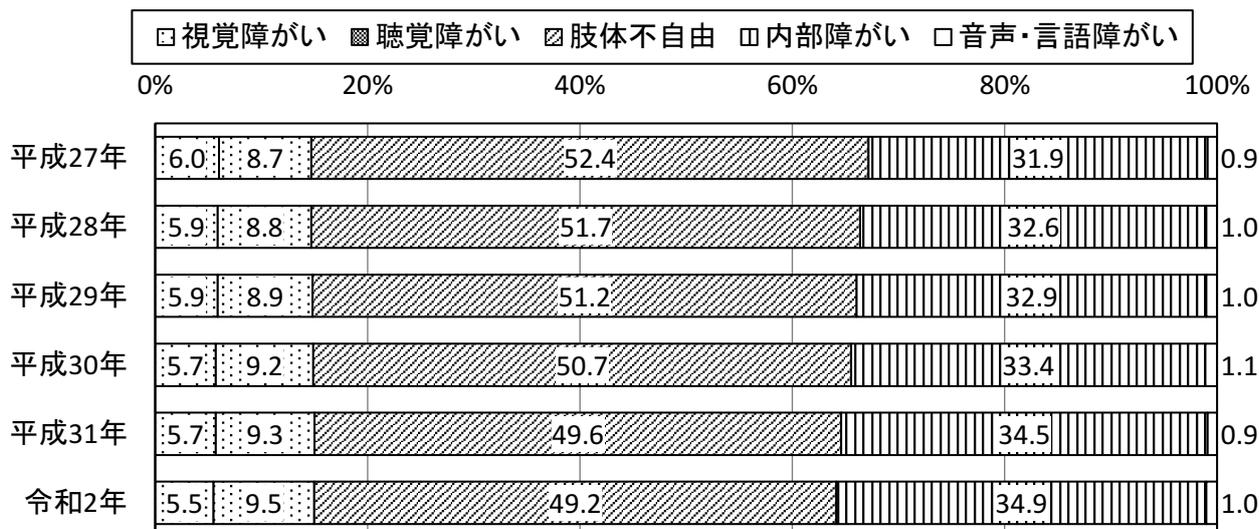
また、障がい種別に構成比の推移をみると、内部障がいの占める割合が年々増加しており、令和2年で34.9%となっています。それに伴い視覚障がい・肢体不自由の占める割合が減少傾向にあります。

【障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

【障がい種別身体障害者手帳所持者数の構成比の推移】

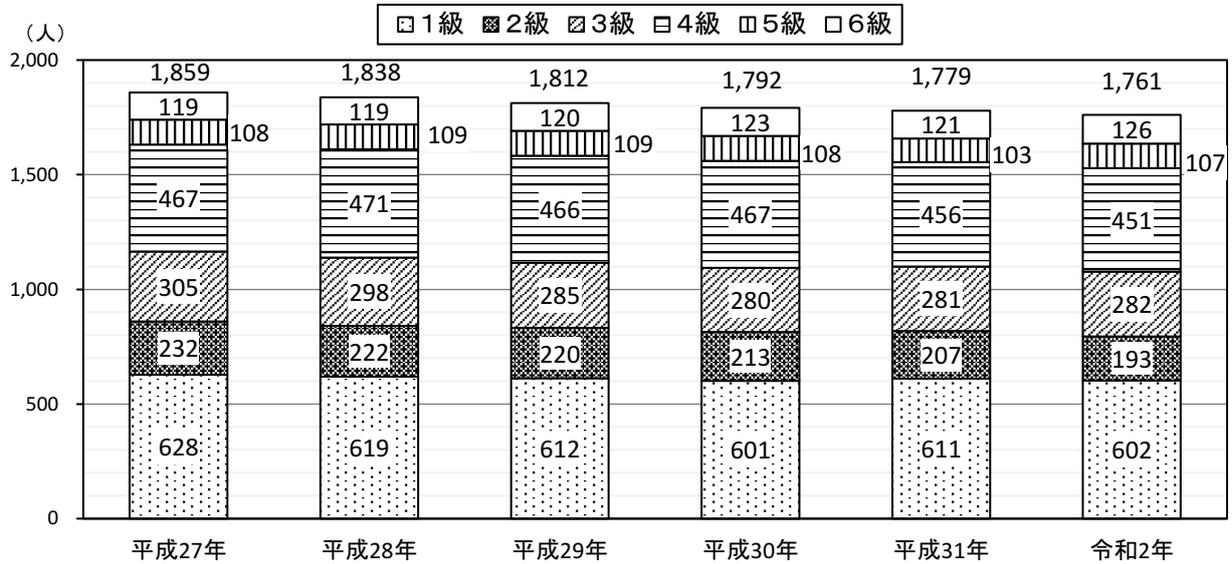


資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年ともに1級が最も多く、次いで4級、3級と続いています。

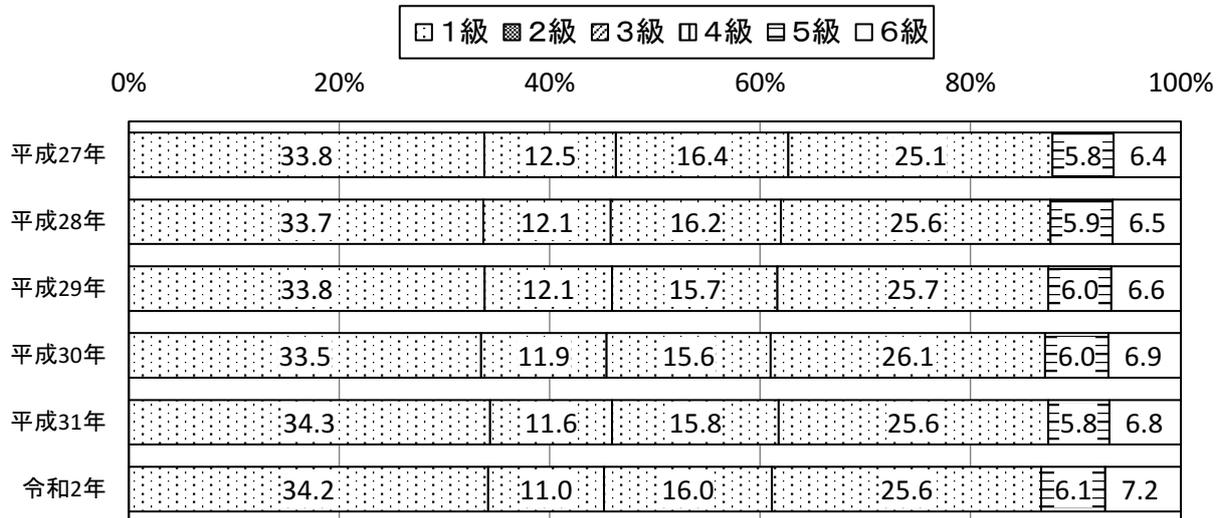
また、等級別の構成比をみると、等級ごとに若干の増減はあるものの大きな変化はなく、令和2年で1級が34.2%を占めています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

【等級別身体障害者手帳所持者数の構成比の推移】



資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

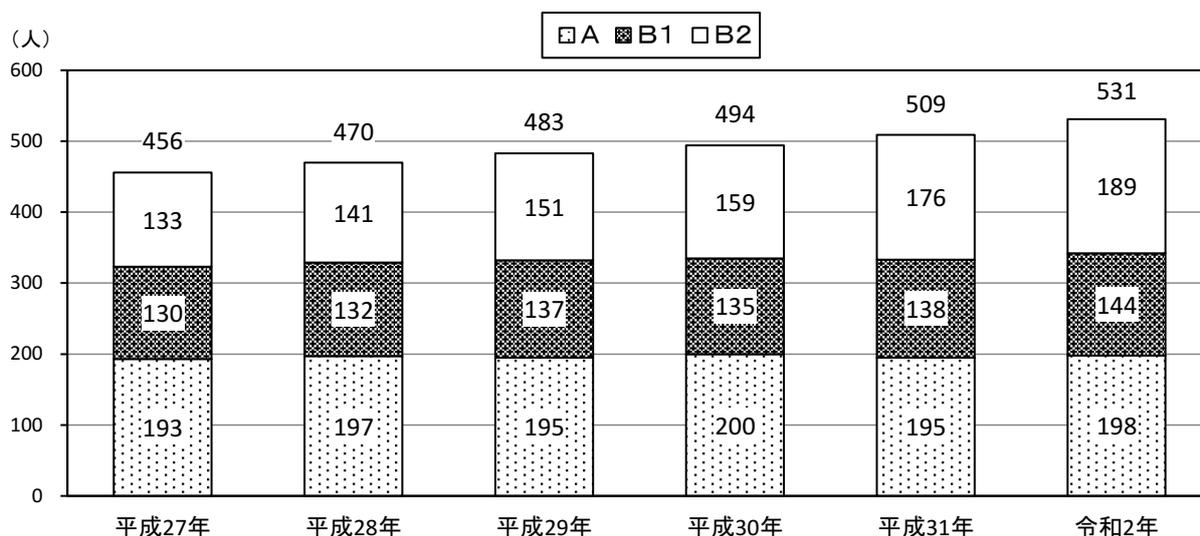
②療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると年々増加しており、令和2年で531人となっています。

判定別にみると、各年ともにA（重度）が最も多く、令和2年で198人（構成比37.3%）となっています。次いでB2（軽度）が189人（構成比35.6%）と続いています。

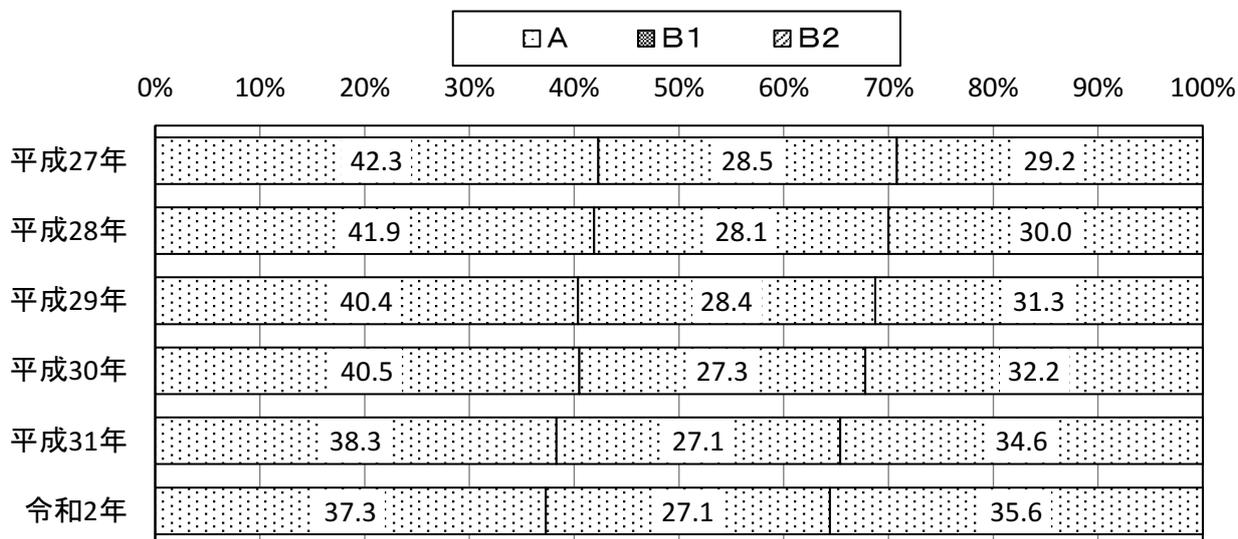
構成比の推移をみると、A（重度）の占める割合は年々減少し、B2（軽度）の占める割合が増加傾向にあります。

【判定別療育手帳所持者数の推移】



資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

【判定別療育手帳所持者数の構成比の推移】



資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

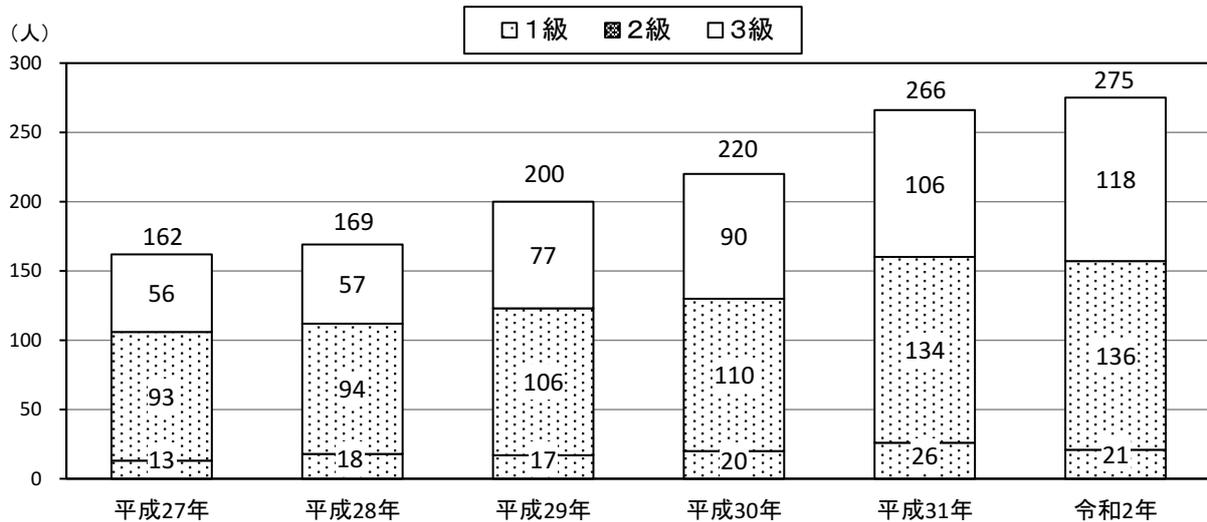
③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると増加傾向にあり、令和2年で275人となっています。

等級別にみると、各年ともに2級が最も多く、令和2年で136人（構成比49.5%）となっており、次いで3級の118人（構成比42.9%）と続いています。

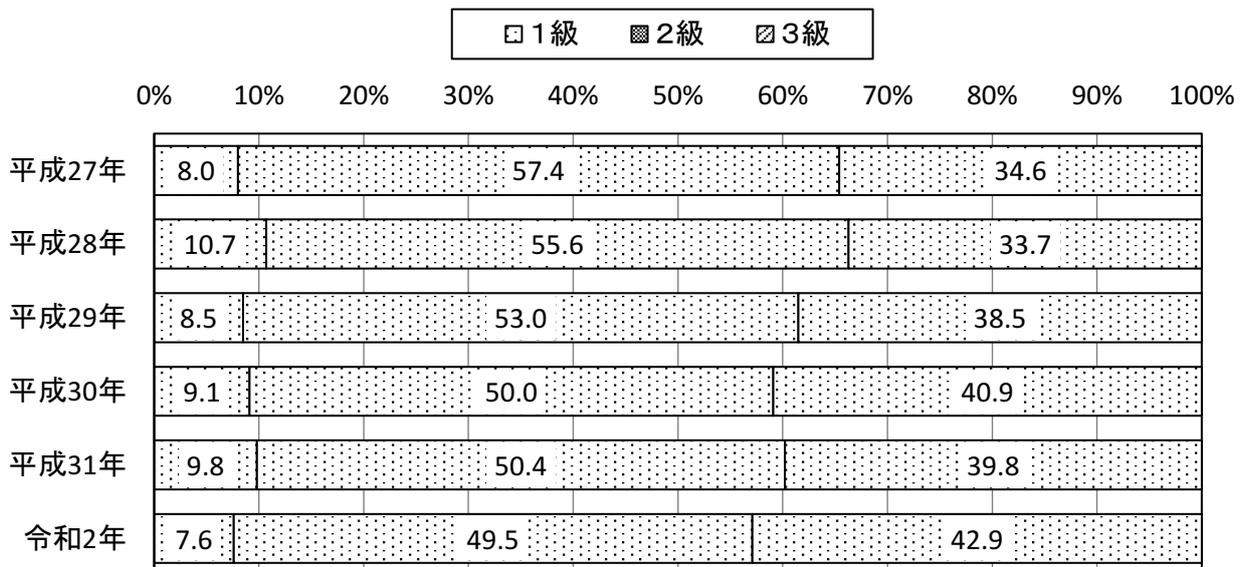
構成比の推移をみると、3級が増加の傾向にあります。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の構成比の推移】

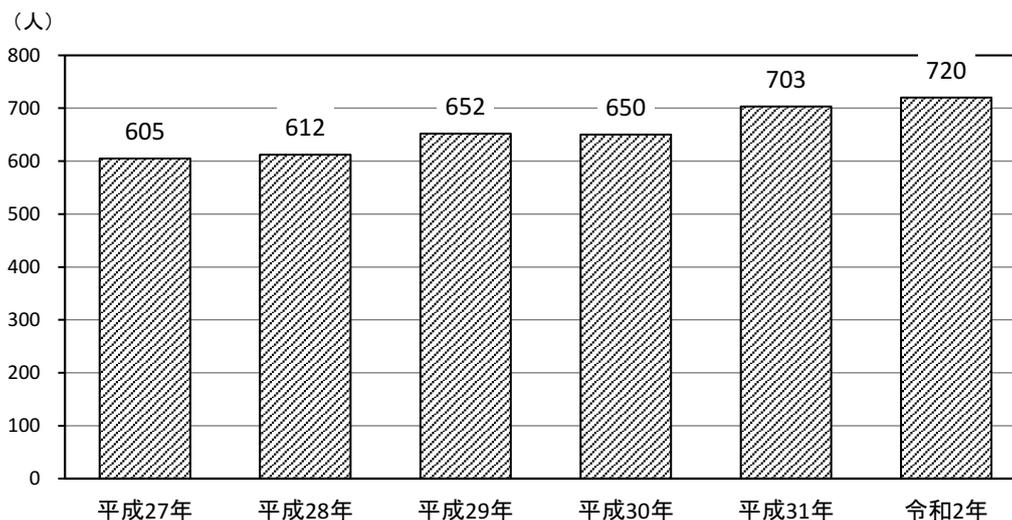


資料：市社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療における精神通院医療受給者数の推移をみると年々増加しており、令和2年で720人となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

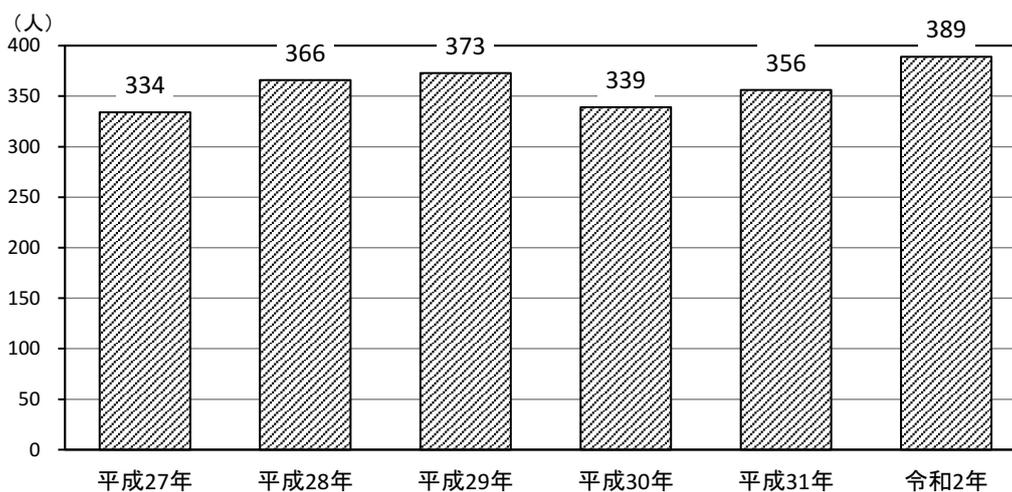


資料：兵庫県精神保健福祉センター調べ（各年3月31日現在）

(3) 特定医療費（指定難病）受給者数の推移

特定医療費（指定難病）受給者数の推移をみると平成30年に減少していますが、全体としては増加傾向にあり、令和2年で389人となっています。

【特定医療費（指定難病）受給者数の推移】

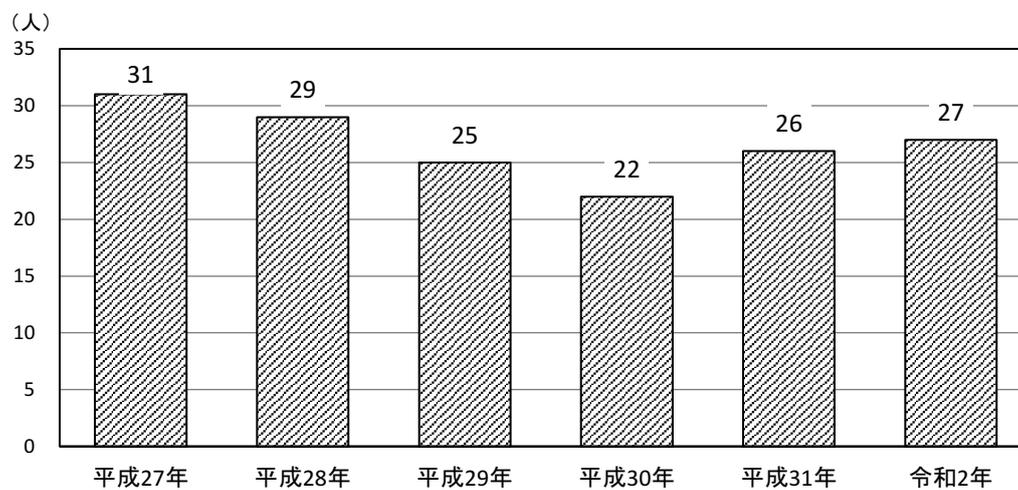


資料：兵庫県赤穂健康福祉事務所調べ（各年3月31日現在）

(4) 小児慢性特定疾病受給者数の推移

小児慢性特定疾病受給者数の推移をみると、平成30年までは減少していますが、平成31年から増加しており、令和2年で27人となっています。

【小児慢性特定疾病受給者数の推移】



資料：兵庫県赤穂健康福祉事務所調べ（各年3月31日現在）

3 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況をみると、時間数・実利用者数ともに大きな変化はありません。
また、重度訪問介護以外のサービスの総利用時間は計画値を下回っている状況です。

サービス名	単位	実績値			計画値			計画比		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
居宅介護	総利用時間 (時間/月)	660	722	711	780	780	780	84.6%	92.6%	91.1%
	実利用者数 (人/月)	47	51	51	50	50	50	94.0%	102.0%	102.0%
重度訪問介護	総利用時間 (時間/月)	17	21	19	10	20	20	170.0%	105.0%	95.0%
	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1	2	2	100.0%	50.0%	50.0%
同行援護	総利用時間 (時間/月)	650	664	680	794	800	809	81.9%	83.0%	84.1%
	実利用者数 (人/月)	21	20	21	24	24	24	87.5%	83.3%	87.5%
行動援護	総利用時間 (時間/月)	69	63	65	90	90	90	76.7%	70.0%	72.2%
	実利用者数 (人/月)	4	4	4	4	4	4	100.0%	100.0%	100.0%
重度障害者等 包括支援	総利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	-	-	-

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成30年度・令和元年度は実績値、令和2年度は見込み値です。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況をみると、概ね増加傾向にあります。

計画値と比較すると、「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」の就労系サービス・療養介護・短期入所において計画値を上回っています。

サービス名	単位	実績値			計画値			計画比		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	延利用者数 (人日/月)	2,217	2,161	2,173	2,255	2,337	2,375	98.3%	92.5%	91.5%
	実利用者数 (人/月)	120	117	118	118	123	125	101.7%	95.1%	94.4%
自立訓練 (機能訓練)	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	7	7	7	0.0%	0.0%	0.0%
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	10	10	10	0.0%	0.0%	0.0%
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	延利用者数 (人日/月)	134	154	154	130	130	130	103.1%	118.5%	118.5%
	実利用者数 (人/月)	9	9	9	9	9	9	100.0%	100.0%	100.0%
就労継続支援 A型	延利用者数 (人日/月)	1,033	1,054	1,144	1,020	1,060	1,140	101.3%	99.4%	100.4%
	実利用者数 (人/月)	50	51	55	51	53	57	98.0%	96.2%	96.5%
就労継続支援 B型	延利用者数 (人日/月)	2,006	2,090	2,136	1,920	1,936	2,000	104.5%	108.0%	106.8%
	実利用者数 (人/月)	128	131	133	120	121	125	106.7%	108.3%	106.4%
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	1	1	2	3	4	5	33.3%	25.0%	40.0%
療養介護	実利用者数 (人/月)	9	10	10	8	8	9	112.5%	125.0%	111.1%
短期入所	延利用者数 (人日/月)	149	188	190	144	144	156	103.5%	130.6%	121.8%
	実利用者数 (人/月)	25	24	24	20	20	22	125.0%	120.0%	109.1%

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成30年度・令和元年度は実績値、令和2年度は見込み値です。

(3) 居住系サービス

居住系サービスの利用状況をみると、共同生活援助、施設入所支援ともにほぼ横ばいの利用状況にあり、また計画値と比較すると施設入所支援が計画値を上回っている状況です。

サービス名	単位	実績値			計画値			計画比		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	2	—	0.0%	0.0%
共同生活援助	実利用者数(人/月)	43	42	42	45	45	50	95.6%	93.3%	84.0%
施設入所支援	実利用者数(人/月)	62	63	64	60	60	60	103.3%	105.0%	106.7%

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成30年度・令和元年度は実績値、令和2年度は見込み値です。

(4) 相談支援

相談支援の利用状況をみると、計画相談支援は平成30年度、令和元年度に新規事業所が開設したため利用者は増加し、計画値を大幅に上回っています。

サービス名	単位	実績値			計画値			計画比		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	実利用者数(人/月)	67	94	104	58	60	62	115.5%	156.7%	167.7%
地域移行支援	実利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	1	—	0.0%	0.0%

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成30年度・令和元年度は3月実績、令和2年度は見込み値です。

(5) 障害児通所支援

障害児通所支援の利用状況をみると、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援が平成30年度から令和元年度にかけて増加し、計画値を上回る利用となっています。

サービス名	単位	実績値			計画値			計画比		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	667	661	681	635	711	786	105.0%	93.0%	86.6%
	実利用者数 (人/月)	102	114	123	84	94	104	121.4%	121.3%	118.3%
医療型 児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	0	0	10	—	—	0.0%
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1	—	—	0.0%
放課後等 デイサービス	延利用者数 (人日/月)	500	772	848	610	663	696	82.0%	116.4%	121.8%
	実利用者数 (人/月)	61	76	89	57	62	65	107.0%	122.6%	136.9%
保育所等 訪問支援	延利用者数 (人日/月)	5	14	25	1	1	1	500.0%	1400.0%	2500.0%
	実利用者数 (人/月)	1	3	5	1	1	1	100.0%	300.0%	500.0%
居宅訪問型 児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0	—	—	—
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	—	—	—
障害児 相談支援	実利用者数 (人/月)	15	42	51	20	20	25	75.0%	210.0%	204.0%

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成30年度・令和元年度は実績値、令和2年度は見込み値です。

4 地域生活支援事業の実施状況

(1) 相談支援事業等

平成 29 年 4 月に市役所社会福祉課内に「赤穂市障がい者基幹相談支援センター（以下、「基幹相談支援センター」という。）」を設置し、本市における相談体制の強化が図られています。

事業名		単位	実績値			計画値		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援		実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		実利用者数	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成 30 年度・令和元年度は実績値、令和 2 年度は見込み値です。

(2) 意思疎通支援事業等

聴覚・音声・言語機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人を対象に各種事業を実施しています。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、減少を見込んでいますが、全体としては横ばい傾向です。

手話奉仕員養成研修事業の研修修了者数については、計画値を下回るものの、毎年度 10 人前後の参加が得られています。

事業名		単位	実績値			計画値		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	110	92	71	130	135	141
	手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		研修修了者数	16	10	9	17	17	17

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成 30 年度・令和元年度は実績値、令和 2 年度は見込み値です。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がいのある人の日常生活上の便宜を図るために必要な用具を給付しています。

利用状況をみると、排泄管理支援用具は年々増加し、令和2年度で611件の利用見込みとなっています。ほかの用具に関しては、各年で増減しながら、一定の利用がある状況です。

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	給付件数	3	2	3	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数	5	4	4	6	6	6
在宅療養等支援用具	給付件数	10	11	10	12	12	13
情報・意思疎通支援用具	給付件数	10	7	10	10	12	14
排泄管理支援用具	給付件数	525	584	611	610	630	655
居宅生活動作補助用具	給付件数	0	0	1	5	6	7

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成30年度・令和元年度は実績値、令和2年度は見込み値です。

(4) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な知的障がいのある人等を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援しています。

利用状況をみると、実利用者数はほぼ横ばいの状況ですが、延利用時間数は増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	41	38	38	35	36	37
	延利用時間 (時間/年)	2,142	2,223	2,292	1,371	1,402	1,434

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成30年度・令和元年度は実績値、令和2年度は見込み値です。

(5) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障がいのある人等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの支援を行うサービスで、利用状況をみると、実利用者数は横ばいであり、計画値を下回っています。

事業名	単位	実績値			計画値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
地域活動支援センター	市内分	実施か所数	2	2	2	2	2	2
		実利用者数 (人/年)	94	94	94	105	110	115
	他市町分	実施か所数	0	0	2	0	0	0
		実利用者数 (人/年)	0	0	3	0	0	0

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成30年度・令和元年度は実績値、令和2年度は見込み値です。

(6) その他の事業

その他の事業は、各市町村の判断により独自に実施できる事業で、本市では「日中一時支援事業」「点字・声の広報等発行事業」などを実施しています。

事業名	単位	実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	28	23	28	33	36	39
	延利用回数 (回/年)	1,067	951	1,062	1,323	1,449	1,575
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
訪問型歩行訓練事業	実利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1

資料：市社会福祉課調べ

※ 平成30年度・令和元年度は実績値、令和2年度は見込み値です。

第3章 計画の基本方針

令和2年5月に国が示した基本指針に基づき、前計画の考え方を継承しつつ、更なる充実を図るために、必要な障害福祉サービス等を提供するための体制の計画的な確保に努めます。

1 訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスの保障に努めます。

2 希望する障がいのある人等への日中活動系サービスの保障

希望する障がいのある人等に日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター）の充実を図り、希望する日中活動系サービス等の保障に努めます。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援及び自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点の機能の充実を図ります。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めていくとともに、市内の企業における障がい者雇用に対する理解の促進に努めます。

5 相談支援の提供体制の充実

障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、相談体制の充実が必要であるため、基幹相談支援センターを中心とした相談体制を充実し、関係機関との連携強化を図ります。

6 障がいのある子どもを支援する体制の確保

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育等の状況を踏まえ、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が身近な地域で提供できる体制の構築に努めます。

7 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、平時から感染拡大防止策の周知啓発を行い、感染症発生時においても障害福祉サービス等の提供が継続できるよう対策の推進に努めます。

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標として、国の基本指針では、地域生活へ移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、そのうえで、令和5年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することとなります。

目標値の設置にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することと、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6パーセント以上削減することが基本とされています。

国の基本指針に即して、以下のとおり目標を設定します。

目標数値

項 目	数 値	考 え 方
令和元年度の施設入所者数(A)	64 人	
地域生活移行者目標数	4 人	(A)×6%=3.84 人
入所者削減目標数	2 人	(A)の1.6%=1.02 人
目標年度(令和5年度)の施設入所者数	62 人	

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築として、令和元年度に関係機関とともに「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置しており、今後もこの協議の場を活用して、関係機関との連携体制の強化を図ります。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

平成29年度に基幹相談支援センターを中心に、既存の社会資源を結ぶ面的整備の形で連携強化を図る体制を赤穂市全体で整備するとして、赤穂市地域生活支援拠点を定めています。自立支援協議会の部会等を活用して関係機関との協議や連携を図り、自立支援協議会において、地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証と検討を実施します。

4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行に関する目標として、国の基本指針では、

- ① 令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。
- ② 令和5年度における就労移行支援事業からの一般就労者を令和元年度末の一般就労への移行実績の1.3倍以上とすることをめざす。
- ③ 令和5年度における就労継続支援A型事業からの一般就労者を令和元年度末の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上とすることをめざす。
- ④ 令和5年度における就労継続支援B型事業からの一般就労者を令和元年度末の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上とすることをめざす。
- ⑤ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援を利用することを基本とする。
- ⑥ 令和5年度における就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合を全体の7割以上とすることを基本とする。

とされています。

国の基本指針に即して、令和元年度の実績を踏まえ、以下のとおり目標を設定します。

目標数値

項目	数値	考え方
令和元年度の福祉施設から一般就労への移行者(A)	9人	
令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者(B)	12人	(A)×1.27倍
令和元年度就労移行支援からの一般就労者数実績(C)	3人	
令和5年度就労移行支援からの一般就労目標数	4人	(C)の1.3倍以上の増加
令和元年度就労継続支援A型からの一般就労者数実績(D)	1人	
令和5年度就労継続支援A型からの一般就労目標数	2人	(D)の概ね1.26倍以上
令和元年度就労継続支援B型からの一般就労者数実績(E)	5人	
令和5年度就労継続支援B型からの一般就労目標数	6人	(E)の概ね1.23倍以上
令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労定着支援を利用した移行者	9人	(B)の7割以上が利用
令和5年度就労定着支援事業所数	1か所	令和元年度なし
就労定着率8割以上の事業所が全体の7割以上(令和5年度)	1か所	

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標として、国の基本指針では

- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ④ 医療的ケアが必要な障がいのある子ども（以下、「医療的ケア児」という。）が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

とされています。

国の基本指針に即して、以下のとおり目標を設定します。

目標数値等

項目	単位	令和5年度までの目標	考え方
児童発達支援センターの整備	整備 か所数	1か所	圏域で児童発達支援センターたんぽぽに委託を継続する
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	市内に実施事業所あり
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	整備 か所数	1か所	開設に向けて働きかけを行う
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備	整備 か所数	1か所	開設に向けて働きかけを行う
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置	設置	自立支援協議会こども部会を協議の場として活用する
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置	配置に向けて検討する

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に関する目標として、国の基本指針では、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

本市では、基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会の部会を開催するなど相談支援体制の確保と強化に努めます。

目標数値等

項目	目標	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	6回	自立支援協議会相談支援部会での事例検討・助言等の実施
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	6回	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	12回	部会及び各種会議への参加

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」が新たな目標となっています。

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加し、障害者総合支援法の具体的内容の理解に努めるとともに、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析し、事業所等と共有することで過誤請求にかかる事務負担を軽減し、障害福祉サービスの提供や関連業務に注力することで障害福祉サービス等の質の向上につながるよう体制の構築に努めます。

目標数値等

項目	目標	考え方
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町村職員に対して実施する研修への参加人数	4人	職員が県実施の研修に参加する
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	共有体制有	審査支払システム導入済み
	12回	毎月の請求ごとに審査結果を分析する

8 感染症対策の推進

感染症対策においては、県や関係機関と連携を図り、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等に努めるとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることのできるよう、感染症に対する情報の提供に努めます。

第5章 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

第6期赤穂市障がい福祉計画に基づく見込み量

1 訪問系サービス

訪問系サービスの見込みにあたっては、各サービスの利用実績を踏まえ、ニーズ調査における利用希望の状況を勘案しながら、令和5年度は全体で1,554時間、82人を見込みます。

在宅生活を送る上で、訪問系サービスは身近で、重要なサービスであることから、事業者と連携を図りながら、サービス量の確保に努めます。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	総利用時間 (時間/月)	660	722	711	732	758	771
	実利用者数 (人/月)	47	51	51	52	54	55
重度訪問介護	総利用時間 (時間/月)	17	21	19	38	38	38
	実利用者数 (人/月)	1	1	1	2	2	2
同行援護	総利用時間 (時間/月)	650	664	680	680	680	680
	実利用者数 (人/月)	21	20	21	21	21	21
行動援護	総利用時間 (時間/月)	69	63	65	65	65	65
	実利用者数 (人/月)	4	4	4	4	4	4
重度障害者等包 括支援	総利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	総利用時間 (時間/月)	1,396	1,470	1,475	1,515	1,541	1,554
	実利用者数 (人/月)	73	76	77	79	81	82

(1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

利用は各年で増減している状況にあることから、令和元年度実績を勘案し、サービス量を見込むものとします。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	総利用時間 (時間/月)	660	722	711	732	758	771
	実利用者数 (人/月)	47	51	51	52	54	55

市内サービス提供事業所 3事業所 (令和2年9月現在)

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

現在1名が利用しており利用が横ばい傾向であるが、今後、利用者数が増える見込みとしてサービス量を見込むものとします。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
重度訪問介護	総利用時間 (時間/月)	17	21	19	38	38	38
	実利用者数 (人/月)	1	1	1	2	2	2

市内サービス提供事業所 3事業所 (令和2年9月現在)

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつや食事等の介護等の必要な援助を行います。

利用が横ばい傾向であることを勘案し、令和2年度見込みと同数を見込むものとします。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	総利用時間 (時間/月)	650	664	680	680	680	680
	実利用者数 (人/月)	21	20	21	21	21	21

市内サービス提供事業所 1事業所 (令和2年9月現在)

(4) 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等の援助を行います。

利用は減少傾向であるが、市内に新規事業所が開設されたため、令和2年度見込みと同数を見込むものとします。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	総利用時間 (時間/月)	69	63	65	65	65	65
	実利用者数 (人/月)	4	4	4	4	4	4

市内サービス提供事業所 1事業所 (令和2年9月現在)

(5) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

市内にサービス提供事業所がなく、現在利用者もいないことから、サービス量は見込まないものとしますが、希望があった際は市外事業所の利用で対応します。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
重度障害者等 包括支援	総利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

市内サービス提供事業所 なし (令和 2 年 9 月現在)

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供等必要な援助を行います。

生活介護は利用が横ばい傾向にあるものの、ニーズ調査で今後整備を予定する事業所があったことを勘案し、実利用者数の増を見込みます。

本サービスは、ほかの日中活動系サービスと比べ利用が多い状況にあり、希望が多いサービスであることから、利用者の障がいの状況に応じた質の高いサービスが提供できる事業所の確保に努めます。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	延利用者数 (人日/月)	2,217	2,161	2,173	2,173	2,173	2,214
	実利用者数 (人/月)	120	117	118	118	118	123

市内サービス提供事業所 5 事業所 (令和 2 年 9 月現在)

(2) 自立訓練（機能訓練）

障がいのある人に、障害福祉サービス事業所又は居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーション等の支援を行います。

自立訓練（機能訓練）は平成30年度、令和元年度では利用者はなく、令和2年度の利用者も0人と見込んでいます。

第6期障がい福祉計画においては、各年度1人を見込むものとします。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	10	10	10
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

市内サービス提供事業所 なし（令和2年9月現在）

(3) 自立訓練（生活訓練）

障がいのある人に、障害福祉サービス事業所又は居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施します。

自立訓練（生活訓練）は平成30年度、令和元年度では利用者はなく、令和2年度の利用者も0人と見込んでいます。

第6期障がい福祉計画においては、各年度1人を見込むものとします。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	10	10	10
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

市内サービス提供事業所 なし（令和2年9月現在）

(4) 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験等就労に必要な知識や訓練、その適性に合った職場の開拓、就職後行われる職場の定着のために必要な相談等の支援を行います。

これまでの利用実績を踏まえ、令和 5 年度までの各年度で 10 人を見込みますが、福祉施設から一般就労を進めるためにも、本事業の利用促進を図るとともに、就労関係機関との連携を推進します。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労移行支援	延利用者数 (人日/月)	134	154	154	170	170	170
	実利用者数 (人/月)	9	9	9	10	10	10

市内サービス提供事業所 2 事業所 (令和 2 年 9 月現在)

(5) 就労継続支援 A 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動や活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援 A 型事業所は、年々利用が増えている状況も踏まえ、令和 5 年度で 63 人を見込みます。

今後は、市内の企業と連携できる方策や新たな仕事の開拓に向け、サービス提供事業所との連携強化を図ります。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続支援 A 型	延利用者数 (人日/月)	1,033	1,054	1,144	1,202	1,265	1,345
	実利用者数 (人/月)	50	51	55	57	60	63

市内サービス提供事業所 3 事業所 (令和 2 年 9 月現在)

(6) 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人で、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人等に、生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上、維持のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援B型事業は、居場所的な側面をもつサービスであること等により、過去から利用者が増加しているサービスです。

本サービスは利用ニーズも高いことから、令和5年度で139人を見込むものとします。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 B型	延利用者数 (人日/月)	2,006	2,090	2,136	2,166	2,222	2,269
	実利用者数 (人/月)	128	131	133	135	137	139

市内サービス提供事業所 8事業所（令和2年9月現在）

(7) 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行います。

就労定着支援は就労移行支援等の利用から一般就労した人に対して、当該事業所が継続的に関わるということが重要であると考えられるため、現在の就労移行支援事業所等に開設の働きかけを行います。

一般就労への移行者数を勘案し、令和5年度で9人を見込むものとします。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	1	1	2	5	7	9

サービス提供事業所 なし（令和2年9月現在）

(8) 療養介護

常時介護を要するALS患者や重症心身障がい者等に、病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等の援助を行います。

療養介護の利用者は令和元年度10人で、市内にサービス提供事業所はありませんが、今後の利用希望を勘案し、令和5年度における利用者数を11人と見込みます。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	実利用者数 (人/月)	9	10	10	11	11	11

市内サービス提供事業所 なし（令和2年9月現在）

(9) 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う人の疾病等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行います。

短期入所の利用実績は、福祉型の利用者が各年度で増加しており、ニーズ調査においても利用ニーズが高いため、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	延利用者数 (人日/月)	132	179	180	180	180	180
	実利用者数 (人/月)	22	22	22	22	22	22
短期入所 (医療型)	延利用者数 (人日/月)	17	9	10	10	10	10
	実利用者数 (人/月)	3	2	2	2	2	2

市内サービス提供事業所 (福祉型) 4事業所・(医療型) なし（令和2年9月現在）

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がいのある人に、居宅における自立した生活を営む上での各般の問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて相談に応じ、必要な情報提供や助言の援助を行います。

市内にサービス提供事業所がなく、現在利用者もいないことから、福祉施設からの地域移行の状況を勘案し、サービス提供事業所開設に向けた働きかけをしつつ、令和5年度で2人を見込みます。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	2
	(うち精神 障がい者)	—	0	0	0	1	2

市内サービス提供事業所 なし（令和2年9月現在）

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、相談等の援助を行います。

共同生活援助の利用実績は横ばいの状況にあるが、本サービスに対する希望は多く、また障がいのある人の自立促進や地域生活への移行を進める上でも本サービスの確保は重要であると考えています。

令和3年3月に新規事業所が開設の見込みであることから、現在の利用状況を加味しつつ、令和5年度で50人を見込みます。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	実利用者数 (人/月)	43	42	42	50	50	50
	(うち精神 障がい者)	—	23	23	27	27	27

市内サービス提供事業所 2事業所（令和2年9月現在）

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介助、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

施設入所支援は退所する人がいる一方で、新規に入所する人もいるため、利用実績は横ばいの状態です。地域移行を進める中で、令和5年度の利用見込みは令和元年度末の施設入所者数64人の1.6%以上を削減し、62人を見込むものとします。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	62	63	64	64	63	62

市内サービス提供事業所 3事業所（令和2年9月現在）

4 相談支援

(1) 計画相談支援

<p>●サービス利用支援</p> <p>①障害福祉サービスの申請等を受け、障がいのある人等の心身の状況やその置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスや地域相談支援の種類、内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成します。</p> <p>②支給決定等の後、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定にかかるサービスの内容等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。</p> <p>●継続サービス利用支援</p> <p>支給決定等の有効期間内において、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、利用状況を検証し、意向等を勘案した上で計画の見直しを行い、関係者等との連絡調整等を行います。</p>
--

平成 27 年度より、障害福祉サービスの利用に計画相談支援が必須となり、平成 30 年度、令和元年度に事業所が新たに開設したため、利用者が急増しています。

セルフプラン利用者は解消されましたが、障害福祉サービス利用者は増加傾向であることを勘案し、サービス量を見込むものとします。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	67	94	104	109	114	120

市内サービス提供事業所 5 事業所 (令和 2 年 9 月現在)

(2) 地域移行支援

<p>障害者支援施設等に入所している障がいのある人及び精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保や地域移行に向けた相談等の支援など、段階的に地域移行に向けた様々な支援を行うサービスです。</p>

近年利用実績はありませんが、地域移行を促進するため、希望があった際はサービス提供事業所と連携し、必要な支援を行います。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
	(うち精神障がい者)	0	0	0	1	1	1

市内サービス提供事業所 1 事業所 (令和 2 年 9 月現在)

(3) 地域定着支援

居宅において単身及び家庭の状況等により、同居している家族による支援が受けられない障がいのある人の地域定着に向け、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の相談や緊急訪問、緊急対応を行うサービスです。

市内にサービス提供事業所がないこともあり利用実績はありませんが、地域での生活を定着させるため、地域生活支援拠点等の充実と合わせて検討していきます。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
	(うち精神 障がい者)	0	0	0	1	1	1

市内サービス提供事業所 なし (令和 2 年 9 月現在)

第6章 障がいのある子どもに対するサービス等の見込量と今後の方策

第2期赤穂市障がい児福祉計画に基づく見込み量

1 障害児通所支援

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、平成30年度から事業所指定の際に総量規制が導入され、計画に定める各年度の延利用者数に達した場合等は、兵庫県により事業所等の指定がなされない場合があります。

(1) 児童発達支援

特別な支援が必要と認められる就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。

早期支援が重要視されていることもあり、児童発達支援は年々利用児が増加している状況です。本サービスは利用ニーズが高く、各関係機関との連携が図れていることから、令和5年度で139人のサービス利用を見込むとともに、サービス提供事業所の確保等受け入れ体制の充実に努めます。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	667	661	681	695	705	712
	実利用者数 (人/月)	102	114	123	130	135	139

市内サービス提供事業所 3事業所（令和2年9月現在）

(2) 医療型児童発達支援

児童発達支援において、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援を行います。

医療型児童発達支援の利用はない状況ですが、今後事業所開設等に向けた働きかけを行います。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療型 児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	0	0	10
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1

市内サービス提供事業所 なし (令和 2 年 9 月現在)

(3) 放課後等デイサービス

特別な支援が必要と認められる就学後の子どもに、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

児童発達支援の利用児の増加に比例して、放課後等デイサービスの利用児も年々増加している状況です。

本サービスも利用ニーズが高いため、令和 5 年度で 116 人のサービス利用を見込むとともに、サービス提供事業所の確保等受け入れ体制の充実に努めます。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
放課後等 デイサービス	延利用者数 (人日/月)	500	772	848	906	949	980
	実利用者数 (人/月)	61	76	89	100	109	116

市内サービス提供事業所 6 事業所 (令和 2 年 9 月現在)

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、特別な支援が必要と認められる子どもに、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

新規事業所が開設されたことから、令和5年度までの各年度で10人を見込むものとします。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等 訪問支援	延利用者数 (人日/月)	5	14	25	50	50	50
	実利用者数 (人/月)	1	3	5	10	10	10

市内サービス提供事業所 1事業所 (令和2年9月現在)

(5) 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもにつき、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与等の支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援の利用はない状況ですが、利用ニーズを把握しながら、サービスの必要性について検討します。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型 児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	0	0	10
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1

市内サービス提供事業所 なし (令和2年9月現在)

2 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援

<p>●障害児支援利用援助</p> <p>①通所給付決定の申請等を受け、障がいのある子どもの心身の状況やその置かれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、利用する障害児通所支援の種類、内容等を記載した「障害児支援利用計画案」を作成します。</p> <p>②通所給付決定等の後、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定にかかる障害児通所支援の内容等を記載した「障害児支援利用計画」を作成します。</p> <p>●継続障害児支援利用援助</p> <p>通所給付決定の有効期間内において、障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、利用状況を検証し、意向等を勘案した上で計画の見直しを行い、関係者等との連絡調整等を行います。</p>

障害児相談支援は、障害児通所支援の利用児数に比例し増加しています。平成30年度、令和元年度に事業所が新たに開設したため、セルフプラン利用者はほぼ解消されましたが、障害児通所支援の利用者は増加傾向であることを勘案し、サービス量を見込むものとします。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児 相談支援	実利用者数 (人/月)	15	42	51	59	65	70

市内サービス提供事業所 3事業所（令和2年9月現在）

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制を整備する必要があります。

第2期障がい児福祉計画期間内に、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に向け、関係機関と検討していきます。

サービス名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置 人数 (人)	—	—	—	0	0	1

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が必要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、関係機関とともにペアレントトレーニング等の支援体制の確保に努めます。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ペアレントトレーニング等の受講者数	受講者数 (人)	—	24	16	22	22	22

第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有できる個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市の実情や利用者の状況等に応じた柔軟な形態により実施することとされています。

ニーズに合わせた事業の実施を検討することとし、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び事業の見込みと、その確保のための方策について、次のとおり定めます。

1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人とのコミュニケーション（手話、点字等）をはじめ、障がいや障がいのある人への理解を深めるため研修や啓発を通じて地域住民等への働きかけを強化することにより共生社会の実現を図ります。

ニーズ調査において、障がいや障がいのある人に対する理解を求める声が大きく、理解促進は本計画において最重要課題であることから、障がいへの理解を深めるための研修・啓発事業の実施に取り組みます。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研 修・啓発事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより共生社会の実現を図ります。

基幹相談支援センターを中心に、団体や地域住民の自発的な活動の側面支援に取り組みます。

サービス名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動 支援事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する各般の問題につき、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービス等の利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行います。

ニーズ調査においても、相談体制の充実を求める声が多く寄せられています。

相談支援には、高い専門性・即応性・継続性が求められることから、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、関係部署や関係機関と連携を図り、ニーズに合わせた相談支援を行います。

事業名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者 相談支援事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的にを行います。

基幹相談支援センターと連携し、本市における相談体制の充実を図ります。

センターの役割である総合的な相談業務のほか、理解促進・啓発や自立支援協議会や専門部会の運営、相談支援事業所との連絡調整、地域生活支援拠点等の中心的な役割を担います。

事業名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
基幹相談支援 センター	設置の 有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置

(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望される障がいのある人が、保証人がいない等の理由により入居が困難な場合に、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

基幹相談支援センターを中心に必要な支援を行います。

事業名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
住宅入居等 支援事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

4 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいや精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

西播磨成年後見支援センターと連携を図りながら、知的障がい、精神障がいのある人の成年後見制度の利用を支援し、本人が希望する自立した日常生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

令和元年度において利用が1人であることから、令和5年度までの各年度で1人を見込みます。

事業名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

成年後見制度を実施できる法人への働きかけを行い、法人後見の活動を支援します。

事業名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

6 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者の設置を継続し、障がいのある人の意思疎通の支援や派遣事業のコーディネートを行います。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、減少を見込んでいますが、全体としては横ばい傾向であり、同水準を見込むものとします。

また、平成 30 年度から手話言語条例を制定し、意思疎通支援事業のさらなる充実を図るとともに、聴覚障がいのある人や手話への理解を深めていきます。

事業名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	実利用件数	110	92	71	101	101	101
手話通訳者 設置事業	実設置者数	1	1	1	1	1	1

7 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得できる人を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

手話奉仕員養成研修事業は、専門性の高い意思疎通支援を行う人の養成を目的として、毎年度 20 人程度の希望者を対象に研修を行っており、第 6 期障がい福祉計画では令和 5 年度までに 12 人の修了を見込み、手話通訳者の養成に努めます。

事業名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員養成 研修事業	研修修了者数	16	10	9	9	12	12

8 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

これまでの利用実績を踏まえ、令和 5 年度で 759 件を見込みます。

事業名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日常生活用具給付等事業	給付件数	553	608	639	673	719	759
介護・訓練支援用具	給付件数	3	2	3	3	3	3
自立生活支援用具	給付件数	5	4	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	給付件数	10	11	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	給付件数	10	7	10	10	10	10
排泄管理支援用具	給付件数	525	584	611	645	691	731
居宅生活動作補助用具	給付件数	0	0	1	1	1	1

9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

移動支援事業の利用は増加の傾向にあるため、令和5年度で2,519時間、40人の利用を見込みます。

事業名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	41	38	38	38	39	40
	延利用時間 (時間/年)	2,142	2,223	2,292	2,363	2,441	2,519

10 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を提供し、障がいのある人の地域における日中活動を支援します。

引き続き地域活動支援センターの活動実績に基づき運営費の補助を行い、障がいのある人の社会参加の促進及び地域生活の支援を行います。

事業名		単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	赤穂市	実施か所数	2	2	2	2	2	2
		実利用者数 (人/年)	94	94	94	94	94	94
	他市町	実施か所数	-	-	2	2	2	2
		実利用者数 (人/年)	-	-	3	3	3	3

11 その他事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行うとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図ります。

日中一時支援事業の利用は減少傾向にあるが、ニーズ調査でも利用ニーズが高いため、令和5年度は28人の利用を見込みます。

事業名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	28	23	28	28	28	28
	延利用回数 (回/年)	1,067	951	1,062	1,062	1,062	1,062

(2) 点字・声の広報等発行事業

赤穂市社会福祉協議会に委託し、文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳等、わかりやすい方法により、市広報等の情報を定期的又は必要に応じて提供します。

事業名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 訪問型歩行訓練事業

視覚障がいのある人に対して歩行訓練士を派遣し、日常生活圏等において個々の生活に応じた歩行訓練を実施します。

令和5年度で、1人の利用を見込みます。

事業名	単 位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型歩行訓練事業	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	1

(4) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度身体障がいのある人等に対し、居宅の訪問による入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービスは平成 30 年度以降、1 人と利用は少なく、市内にサービス提供事業所がない状況です。

第 6 期障がい福祉計画期間においては、令和 5 年度までの各年度で 1 人の利用を見込みます。

事業名	単 位	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績見込)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1

第8章 計画の推進

1 庁内連携体制の強化

障がい者施策は福祉分野のみならず、保健、医療、教育、労働など、各分野で取り組む必要があることから、庁内の連携体制の強化を図り、障がい者施策の推進を図ります。

2 各種団体、地域との連携

本計画の推進にあたっては、障がい者団体をはじめ、社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、ボランティア団体など、様々な機関・団体と連携を図りながら、推進していきます。

3 国・兵庫県・近隣市町との連携

障がい者施策は国や兵庫県の制度に関わるものが多いことから、国や兵庫県等の関係機関との連携を図ります。

また、障害福祉サービス等の確保にあたっては、本市による取組だけでは難しい場合もあるため、近隣市町との連携を図りながら、十分なサービスの確保・提供に努めます。

4 計画の評価・点検

本計画の評価にあたっては、本計画の進捗状況について毎年度、点検・評価を行うとともに、自立支援協議会に進捗状況を報告するなど、着実に計画が進むよう取り組んでいきます。

また、進行管理にあたっては、PDCA (Plan Do Check Action) サイクルに基づき、進行管理を行っていきます。

PDCAサイクル



資料編

1 赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 市長は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする赤穂市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として赤穂市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者施策全般にわたる関係機関相互の連携と課題解決に関すること
- (2) 赤穂市障がい福祉計画等の進捗状況について、点検及び評価すること
- (3) 処遇困難ケースの検討に関すること
- (4) 相談支援事業者の中立及び公平性の確保に関すること
- (5) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること
- (6) 関係機関の職員等に対する研修に関すること
- (7) その他市長が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱する。

- (1) 障がい者福祉に関係する各種団体等に属する者
- (2) 障がい者福祉に関係する機関等に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は市長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 委員が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合で、協議会において公開しないと決めたときはこの限りでない。

- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(専門部会等)

第8条 市長は、第2条各号に規定する事務のうち特定事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に専門部会又は分科会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

2 専門部会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課がこれを行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

2 要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 赤穂市障害者自立支援協議会委員名簿

選 出 区 分	委 員 氏 名	備 考
赤穂市社会福祉協議会	児 嶋 佳 文	理事長
兵庫県立赤穂特別支援学校	内 海 貴美子	校長
龍野公共職業安定所赤穂出張所	梅 澤 加 織	出張所長
医療法人千水会	深 井 光 浩	赤穂仁泉病院長
西播磨障害者就業・生活支援センター	黒 川 耕 次	センター長
赤穂市身体障害者福祉協会	木 村 佳 史	会長
赤穂市手をつなぐ育成会	藤 田 真紀子	会長
NPO法人みのり赤穂	溝 端 善 子	施設長
重症心身障害児（者）の会スマイル	富 田 千 賀	
社会福祉法人愛心福祉会	中 川 裕美子	園長
赤穂商工会議所	小 田 正 勝	専務理事
兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所兼 赤穂健康福祉事務所	柿 本 裕 一	所長
赤穂市教育委員会	山 本 亮	学校教育課長
公募委員	前 田 智 子	
公募委員	松 本 松 枝	

任期：令和4年3月31日まで

会長：児嶋 佳文

事務局：健康福祉部社会福祉課

3 第6期赤穂市障がい福祉計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画 策定経過

期日等	内容（計画策定関係部分）
令和2年7月31日 第1回 赤穂市障害者自立支援協議会	(1) 計画策定の概要及びスケジュールについて (2) 国・県の策定方針等について (3) ニーズ調査の実施について
令和2年7月20日 ～令和2年8月15日 団体・事業所等へのニーズ調査の実施	障がい者団体・サービス提供事業所等から障がい者施策に対する意見を把握するために実施 【依頼数】52件（障がい者団体等5件、サービス提供事業所33件、関係機関14件） 【回答数】52件
令和2年9月30日 第2回 赤穂市障害者自立支援協議会	(1) 団体・事業所等へのニーズ調査の調査結果について (2) 第6期障がい福祉計画・第2期障害児福祉計画の素案について
令和2年11月17日 第3回 赤穂市障害者自立支援協議会	(1) 第6期障がい福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）について (2) パブリックコメントの実施について
令和2年12月15日 ～令和3年1月14日 パブリックコメントの実施	【周知方法】広報あこう、赤穂市ホームページ 【実施方法】赤穂市ホームページ、各公民館・社会福祉課にて供覧 【寄せられた意見】
令和3年 月 日 第4回 赤穂市障害者自立支援協議会	(1) パブリックコメントの結果について (2) 最終計画案について

4 市内障害福祉サービス等事業所

令和2年11月現在

母体	事業所名	サービス種別
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	赤穂精華園成人寮	生活介護 施設入所支援 短期入所 自立訓練(生活訓練)
	赤穂精華園やまびこ寮	就労継続支援B型 施設入所支援 短期入所
	赤穂精華園児童寮	生活介護 施設入所支援 短期入所
	赤穂精華園放課後等デイサービスセンター	放課後等デイサービス
	赤穂精華園共同生活援助事業所	共同生活援助
	赤穂精華園相談支援事業所	計画相談支援
	医療法人千水会	さんぼみち
就労支援センターSORA		就労移行支援 就労継続支援B型
涼風荘		共同生活援助
赤穂市	赤穂市立さくら園	就労移行支援 就労継続支援B型
	赤穂市児童発達支援事業あしたば園	児童発達支援
社会福祉法人 赤穂市社会福祉協議会	赤穂市社会福祉協議会 居宅支援事業所	居宅介護 同行援護 重度訪問介護
	赤穂市社会福祉協議会相談支援事業所	計画相談支援
社会福祉法人みのり	みのり赤穂	地域活動支援センター
	みのり大地	就労継続支援B型
NPO法人フロンティア	就労継続支援A型施設フロンティア	就労継続支援A型
	きつと・もつと・みらい	放課後等デイサービス
社会福祉法人緑樹福祉会	わかば園	生活介護 就労継続支援B型
	ぶくぶくほーむ	短期入所
	てくてく	放課後等デイサービス
	相談支援事業所ぱいろっと	計画相談支援
医療法人伯鳳会	生活介護事業所はくほう	生活介護
	放課後等デイサービスセンターはくほう つみ木	放課後等デイサービス
	就労継続支援A型施設はくほう	就労継続支援A型
	伯鳳会在宅ケアセンター	居宅介護 重度訪問介護
社会福祉法人玄武会	就労継続支援A型施設げんぶ	就労継続支援A型
NPO法人ピアサポート兵庫	ピアサポート兵庫	生活介護 就労継続支援B型
	ワーキング西播磨作業所	就労継続支援B型
NPO法人ワーキングnetにしはりま	ワーキング西播磨作業所	就労継続支援B型
NPO法人風里	児童発達支援事業所ふうり	児童発達支援
	GENKI-KIDS風音(かのん)	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
	相談支援事業所七色こんぺいとう	計画相談支援
クワン有限会社	障害福祉サービスえにし	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
	放課後等デイサービス木のおうち	放課後等デイサービス

5 用語解説

あ行

一般就労

労働関係法の適用を受けて一般企業等で働くこと。

か行

介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットその他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。(日常生活用具給付等事業)

居宅生活動作補助用具

障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。(日常生活用具給付等事業)

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

さ行

在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がいのある人等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。(日常生活用具給付等事業)

指定難病

厚生労働省が難病対策のための研究事業において対象としている疾患で、令和元年7月より障害者総合支援法の対象疾患が361疾病に拡大された。

児童福祉法

児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。(昭和22年12月12日施行)

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。

手話通訳者

全国统一試験に合格し、都道府県の認定を受けて手話通訳を行う人。手話通訳士は、厚生労働大臣が認定した手話通訳技能認定試験に合格し、手話通訳士として登録を行った人。

障害者総合支援法

障害者自立支援法に代わって施行された法律で、障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がいのある人の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの（日常生活用具給付等事業）

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患（てんかんを含む）の治療のため、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対して医療費を公費で負担し、軽減する制度。

自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。（日常生活用具給付等事業）

成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人・保佐人等が、障がいにより判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度。

た行

地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化・重度化等の対応や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくための拠点。

な行

内部障がい

身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいなどが該当する。

は行

排泄管理支援用具

紙おむつその他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。（日常生活用具給付等事業）

発達障がい

自閉スペクトラム症、学習障がい（LD）、注意欠如多動症（AD/HD）、そのほかこれに類する脳機能障がいで、その症状が通常低年齢において発現するもの。

パブリックコメント

市等が条例や計画を企画立案する場合に、その計画等の案や、市民等が検討するために必要な事項を公表して、市民等に広く意見を求めること。

ペアレントトレーニング

親が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、障がいの特性をふまえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とした、保護者向けのプログラム。

や行

要約筆記

話し手の内容をつかみ、筆記して聴覚障がいのある人に伝えること。

ら行

リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がいのある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と参加をめざすとの考え方。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある子ども・その家族、障がいに関し心配のある人等を対象に、障がいの早期発見・早期治療または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談・指導・診断・検査・訓練等の支援を行うこと。

**第6期赤穂市障がい福祉計画
第2期赤穂市障がい児福祉計画**

(令和3年3月)

発行：赤穂市健康福祉部社会福祉課

住所：〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地

電話：0791-43-6833

FAX：0791-45-3396

メール：shougai@city.ako.lg.jp